『シンガポール・ASEAN贈収賄規制とその対応』

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、下記のとおり、Rajah & Tann シンガポール事務所弁護士 Hamidul Haq ・大塚周平より、アジア法セミナー(コンプライアンス)「シンガポール・ASEAN 贈収賄規制とその対応」を開催いたします。

皆様のご参加を心よりお待ち申し上げております。

敬具

- 1 日時: 2015年2月26日(木)午前9時30分~11時00分
- 2 会場: Rajah & Tann Singapore LLP 25 階 第1会議室

住所: 9 Battery Road #25-01 Straits Trading Building, Singapore 049910

最寄駅: Raffles Place MRTより徒歩2分

3 概要:

シンガポール及び東南アジア諸国において贈収賄はビジネス上大きなリスクとなっています。比較的 クリーンとされるシンガポールでも、2014年は事案が相次ぎ国際的な評価を落としたこともあり、政府 は摘発強化を打ち出しています。

このセミナーでは、ASEAN地域の各国状況も概観しつつ、特にシンガポールにおける規制・実務、注意が必要な商業賄賂(私人間賄賂)摘発の現状・事案、企業側対応の留意点について実務的観点から解説し、参加者の質問にもお答えいたします。

4 講師: Hamidul Haq (シンガポール法弁護士・経済犯罪プラクティスヘッド) 大塚 周平 (日本法・ニューヨーク州法弁護士)

Hamidul Haq・シンガポール最大規模法律事務所であるラジャ・タン法律事務所の経済犯罪部門ヘッド。約17年間にわたりシンガポール国検察官及び経済犯罪捜査を扱う Commercial Affairs Department のリーガルヘッドを務め、数多くの贈収賄・経済事犯の捜査を指揮し、ラジャ・タン法律事務所ではシンガポールにおける著名経済犯罪の弁護や企業内調査、コンプライアンス対応のアドバイスに従事。 大塚周平・日本国検察官として約8年間勤務した後、日系企業のFCPA・競争法をはじめとしたグローバルコンプライアンスやリスク管理、海外拠点の管理・調査等に従事。ラジャ・タン法律事務所でも地域のコンプライアンス、有事の当局対応、紛争解決等のリスク管理・危機管理法務から一般企業法務まで従事。

- **5 言語:**日本語(日本語で説明しつつ、現地法弁護士による補足・質疑応答について適宜通訳いたします)
- 6 対象:シンガポール・ASEAN地域で事業を営む日系企業の皆様
- 7 受講料:無料
- 8 お申込方法:

ご所属、ご氏名、e-mail アドレス、電話番号を明記の上、ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスク japandesk@rajahtann.com まで e-mail にてお申し込みください。

(恐縮ですが会議室席数に限りがございますので、定員になり次第締め切らさせていただきます。 何卒ご了承ください。)

お電話によるお問い合わせは (+65 6232 0163 担当: Mei Yeng Toh) までご連絡ください。